

花粉症に関する関係閣僚会議の開催について

〔令和5年4月14日
閣議口頭了解〕

1. 花粉症について、適切な実態把握を行うとともに、発生源対策や飛散対策、予防・治療法の充実等に、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって取り組むため、花粉症に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
環境大臣
構成員 文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

3. 会議の庶務は、農林水産省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。